

発議第3号

平成29年12月22日

愛西市議会議長 大島一郎 殿

議会運営委員会  
委員長 鬼頭勝治

愛西市議会基本条例の制定について

愛西市議会基本条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、愛西市議会が市勢発展のため、今後も議会改革に取り組み、議員の質の向上を目指すため、条例の制定の必要があるからである。

# 愛西市条例第 号

## 愛西市議会基本条例

### 前文

愛西市議会は、有権者である市民の直接選挙で選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関であり、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係を保ちながら、二元代表制のもと、それぞれの異なる特性を生かし、市政に対する市民の信託に応える責務があります。

地方分権の拡大が進む中、地方議会の果たすべき役割及び重要性が増してきています。愛西市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革し活性化に努めてきました。

愛西市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公平性と透明性を保持するとともに、地方自治の本旨を実現するため、地方公共団体の事務執行に対する監視及び調査、政策の立案並びに立法に関する機能を十分発揮させなければなりません。また、歴史・文化・伝統を引き継ぎ、特色ある風土を生かし、市民参画と協働のもと、福祉の向上を目指し未来へとつながる豊かなまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により、市民の福祉の向上をめざし、魅力ある豊かなまちづくり及び市勢の伸展に寄与することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住し又は、通勤・通学する個人及び市内で事業を営む法人その他市内で活動する団体をいいます。
- (2) 市 市議会及び市長等をいいます。
- (3) その他の執行機関 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 市民参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加

し、市政の運営に自らの意見や要望を反映させるように努めることをいいます。

- (5) 協働 市民及び市が、お互いの主体性や特性を尊重し合い、それぞれの役割及び責任を果たしながら協力して公共的な課題の解決に当たることをいいます。

(議会の役割)

第3条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負います。

- 2 議会は、行政活動の監視及び調査、政策の立案並びに立法に関する機能を果たします。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民に対し、公正性及び透明性を確保します。
- (2) 市民に対し、積極的に開かれた議会をめざします。
- (3) 自由かつ達な討論を行うことにより、市政の課題に対し合意形成を図るよう努めます。
- (4) 市政への市民参画を推進します。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との討論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めます。
- (6) 他の自治体の情報も把握し、交流や連携をしながら、市や地域の発展につながるよう努めます。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営をします。

- 2 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 議会が言論の場であり、合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重します。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をします。

(3) 議会の構成員として、一部の団体・地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上、豊かなまちづくりを目指して活動します。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動します。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とします。

2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たします。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めます。

4 議会は、請願・陳情など市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めます。

(市民との交流)

第8条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させます。

2 議会は、議会の政策形成等のため、市民の意見を聞くように努めます。

### 第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第9条 議会審議における議員と市長等は、次に掲げるところにより、お互いの役割を尊重しつつ緊張関係の保持に努めなければなりません。

(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行います。

(2) 本会議及び委員会に出席した市長その他補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができます。

(3) 議員は、二元代表制の充実に市民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

(議会審議における論点の明確化)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 提案の理由及び経緯
- (2) 総合計画との整合性
- (3) 政策等の実施に係る財源措置

2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めます。

(政策執行に対する議会の評価)

第11条 議会は、市長等が行う政策について、市民の福祉の向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性、効率性等について評価することができます。

(決議等への対応)

第12条 議会は、本会議において可決した決議又は採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議又は請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めることができます。

#### 第5章 議会の機能の強化

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策の執行上の必要性を比較し、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)

第14条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、特別委員会を設置することができます。

#### 第6章 議会の運営

(定例会の回数及び会期)

第15条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定します。

2 定例会の招集の回数は、別に条例で定めます。

(議員間の自由討議)

第16条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければなりません。

2 議員は、議会の運営並びに議案等の審議及び審査において、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、意思決定し、合意形成に努め、政策の立案、政策の提言等を積極的に行います。

(委員会の活動)

第17条 委員会は、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければなりません。

(広報の充実)

第18条 議会は、多様な手段を活用し、広く市民の議会及び市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報活動に努めます。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策の形成能力及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図ります。

(議会事務局)

第20条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めます。

2 議長は、議員の政策の形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めます。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究のため、議会図書室の機能強化に努めます。

## 第7章 議員の政治倫理及び待遇等

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の厳粛な信託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければなりません。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定めます。

(議員定数)

第23条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮します。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

(議員報酬)

第24条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚します。

2 議員報酬は、別に条例で定めます。

第8章 最高規範性及び検証等

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範とします。

(条例の検証及び見直し)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。